

## 5 指導の実施及び指摘事項等について

### <1> 指導の目的

介護保険サービス事業者への指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護保険事業者への支援を基本とし、対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的としています。

### <2> 指導の実施について

指導は計画的に行う実地指導や集団指導の他、利用者等からの苦情、関係者からの情報提供等により随時行っております。指導を行った際に、法令・基準等の規定から見て適切とはいえない事例が見受けられた場合には、口頭や文書により指導を行い、指摘事項の改善状況をご報告いただくことになります。

なお、指導の協力が得られない、悪質な運営や請求の恐れがある等の際は、監査に切り替えることもあります。監査は、不正又は著しい不当があると疑われる場合において、事実関係を的確に把握する為に実施し、結果により法に基づく勧告、命令、指定の取消等を行う場合があります。

※感染症拡大防止のため、書面調査で行う場合もあります。

### <3> 実地指導とケアプラン点検の同時実施について

区ではケアマネジメントの質の向上を図るためケアプラン点検を実施しています。効率的な実施のため、実地指導とケアプラン点検を同時に行わせていただくことがあります。実地指導では各基準に沿った運営を行っているかを確認し、ケアプラン点検ではケアプランの写しやケアマネジャーによる自己点検表を区が確認後、ケアマネジャーとの情報交換を行います。該当事業所にはお電話の上、通知をお送りしますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

### <4> 指導における指摘事項等について

ここでは、指導において指摘した主な事項及び今後注意していただきたい事項を掲載しました。ご自分の事業所が基準等に沿った適切なサービスを提供しているかを確認する参考としてください。

◆は運営基準減算の対象となります。

「1月目は所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定、2月以上継続の場合は、所定単位数は算定しない。」となりますのでご注意ください。

(1) 人員に関する基準

指摘事項	根拠法令等
管理者が同一敷地内の訪問介護事業所の訪問介護員を兼務しているが、居宅介護支援事業所に基準違反が生じている等、事業所の業務に支障が出ていた。	区条例第5条

(2) 運営に関する基準

指摘事項等	根拠法令等
◆ (令和3年度改定)前6か月間に作成したケアプラン総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプラン数が占める割合等を文書交付に加え口頭説明し、 <u>署名を得ること</u> 。	区条例第6条第2項
◆ (令和3年度改定)前6か月間に作成したケアプランに位置付けられた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護ごとの回数のうちに同一のサービス事業者によって提供されたものが占める割合等を文書交付に加え口頭説明し、 <u>署名を得ること</u> 。	区条例第6条第2項
個人情報項目・範囲及び使用機会の記載内容が不明確であった等。(例： <u>利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない旨</u> の記載がなかった、従業者であった者の漏洩防止措置を講じなかった、家族情報利用の同意署名を家族から得なかった、等)	区条例 第25条
厚生労働省令で定める事項に変更があった際、変更の届出を行っていなかった。 (例：介護支援専門員や運営規定の変更等)	法 第78条5  区のホームページもご参照ください。 <a href="#">「居宅介護支援事業所の指定申請・変更届出等の手続」</a> で検索
個別サービス計画書の提出を受けていなかった。もしくは、受けているもののケアプランとの整合性を確認していなかった。	区条例 第15条第12号 居宅支援基準について 第2の3の(7)の⑩

◆モニタリングを行っていない。もしくは、モニタリングの結果記録が不十分。 ※サービス開始月もモニタリング対象月となる。	区条例第 15 条第 15 号
◆サービス担当者会議を開催していない。	区条例 第 15 条第 9 号 区条例 第 15 条第 16 号

(3) 介護給付費の算定及び取り扱い

指摘事項	根拠法令等
<運営基準減算> 運営基準減算の項目に該当するのに、減算していなかった。	居宅支援算定基準 別表のイ 注 2 居宅算定留意事項 第 3 の 6
<入院時情報連携加算> 算定要件の「医療機関への必要な情報内容」が記録されていなかった。	居宅支援算定基準 別表の二 居宅算定留意事項 第 3 の 12

「区条例」＝平成 30 年 3 月 16 日条例第 20 号「新宿区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」

「法」＝平成 9 年 12 月 17 日法律第 123 号「介護保険法」

「居宅支援基準」＝平成 11 年 3 月 31 日厚労省令第 38 号「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」

「居宅支援基準について」＝平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号「指定居宅介護支援等人員及び運営に関する基準について」

「居宅支援算定基準」＝平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」

「居宅算定留意事項」＝平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

「居宅支援基準」＝平成 11 年 3 月 31 日厚労省令第 38 号「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」